

令和7年度 銚田北中学校部活動の運営方針について

銚田市立銚田北中学校

本校では、「自律」「創造」「友愛」 - 誇れる自分 誇れる仲間 笑顔あふれる学校 - を教育目標に掲げ、知・徳・体のバランスを踏まえながら、生徒の体力向上と部活動の充実に努めています。今後さらに、生徒が運動やスポーツを主体的に楽しみながら運動習慣の確立を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、豊かな学校生活を送ることを実現するため、運営方針を策定しました。

なお、詳細な運営方針については学校ホームページで公表しています。

保護者の皆様におかれましては、部活動の運営について、ご理解とご協力をお願いいたします。

部活動の意義や効果

- ・ 体力向上や健康の増進
- ・ 学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感、礼儀等が育まれる
- ・ 好ましい人間関係の形成
- ・ 努力による達成感、充実感が育まれる



生徒主体の部活動 ～主役は生徒！～

- ◎ 生徒の主体的・自立的な取組を進める。
- ◎ 体罰や暴言の禁止を徹底する。
- ◎ 生徒の健康状態や発達段階を考慮し、適切な活動量で行う。
- ◎ 安全管理の徹底をする。
- ◎ 肯定的な指導等を通して、生徒との信頼関係づくりをする。

運営方針

- 休養日は週当たり2日以上（平日に1日以上、土、日に1日以上）とする。大会等への参加により、1日の上限を超えて活動した場合や休日に連続して活動した場合は、その分を他の休日に振替える。
- 朝の活動は行わず、1日の活動時間は、平日は2時間、休日は3時間を上限とする。（ただし、移動・準備・片付け等の時間は除く。）
- 長期休業中は、上記の活動時間と同様の対応かつ1週間以上の連続した休養期間を設定する。
- 参加する大会を見直し、活動時間の上限を遵守し適切な休養日を確保できるようにする。
- 各部活動の年間計画、月間計画、活動実績を学校ホームページで公表する。
- 定期試験等の実施前の一定期間を部活動休養日として設定する。（中間テスト1日前、期末テスト2日前は休養日とする。）
- 下記の日または期間を部活動休養日または部活動休養期間とする。
 - ・ 5月31日（創立記念日）
 - ・ 11月13日（県民の日）
 - ・ 8月13日～15日
 - ・ 12月27日～1月4日
 - ・ 原則各月の第2、4木曜日

※本校の活動方針は、茨城県及び銚田市の方針に準じて作成しています。